

定例監査の結果

1 監査の期間

平成29年 6月 2日から平成29年 6月20日まで

2 監査の対象

(1) 対象部課

健康福祉部保険年金課及び健康課

(2) 対象期間

平成28年 4月 1日から平成29年 3月31日

3 監査の方法

予算及び事務の執行が関係法令等に準拠して適正かつ効率的に行われているかを主眼に、事前に監査資料の提出を受け説明を求めるとともに、書類審査及び担当職員への質問による審査を実施した。

4 監査の結果

監査の結果は、概ね適正に処理されていると認められた。

しかし、以下に掲げるとおり、改善、是正を要する事項が見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意し、その措置を講じられたい。

(1) 保険年金課

ア 契約事務において、個人情報取扱いに関する特記仕様書で定められた作業責任者等及び作業場所の届の提出を受けていないものがあった。

事務の執行にあたっては、基本的な事務取扱いを十分確認し、法令等を遵守した事務を遂行されたい。

イ 専決区分について、下記のとおり不備があった。事務の執行にあたっては、西尾市決裁規程に則った事務処理をされたい。

(ア) 出張命令及び復命の受理並びに年次休暇における専決区分で、課長補佐が配属されている場合の主査級以下に係るものについて、課長補佐でなく課長が専決者となっているものが散見された。

(イ) 国民年金事務費交付金等の交付申請に係る文書処理事務について、主幹が専決者となっているものがあった。

ウ 職員の時間外勤務手当の支給事務において、勤務時間の積算誤りにより支給が不足していたものがあった他、同一週を超えて勤務時間の割振りをした場合、時間外勤務手当(25/100)を支給しなければならないが支給されていないものがあった。

支給事務のチェック体制を確立し、適切な事務処理をされたい。

エ 国民年金事務費交付金等について、交付決定時に調定していなかった。西尾市予算決算会計規則に則った事務処理をされたい。

(2) 健康課

ア 契約事務において、下記のとおり不備があった。事務の執行にあたっては、基本的な事務の取扱いを十分確認し、法令等を遵守した事務を遂行されたい。

(イ) 契約締結伺いにおいて、1者と随意契約を締結する理由が不明確なものや正当な理由の記載のないものがあった。

(ロ) 契約書に契約保証金に関する事項の記載のないものがあった。

イ 西尾市民げんきプラザの設置及び管理に関する条例において、第4条第2項第2号に健康度測定を受けることができる者を別に市長が定める者と規定しているが、定めていなかった。早急に規則を整備し、適切な運用をされたい。

ウ 年次休暇の主査専決で、課長補佐又は主任主査が配属されている場合、どちらかが専決者となるにもかかわらず、主査が年次休暇の専決者となっていた。

基本的な事務の取扱いについて十分確認し、事務を遂行されたい。

エ 文書の決裁において、担当内に課長補佐が配置されているにもかかわらず、回議がされていないものがあった。

基本的な事務の取扱いについて十分確認し、事務を遂行されたい。

オ 職員の時間外勤務手当の支給事務において、同一週を超えて勤務時間の割振りをした場合、時間外勤務手当(25/100)を支給しなければならないが支給されていないものがあった。

支給事務のチェック体制を確立し、適切な事務処理をされたい。

カ 臨時職員の賃金の支給事務において、勤務時間の集計誤りや時間外単価の誤りにより、賃金が少なく支払われていたものや過支給のものがあった。

支給事務のチェック体制を確立し、適切な事務処理をされたい。

キ 健康増進事業費補助金について、交付決定時に調定していなかった。西尾市予算決算会計規則に則った事務処理をされたい。